

建設委員会記録

開催日時 令和2年9月18日(金) 13:05～14:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

荻田 義雄 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

小林 誠 委員

田中 惟允 委員

国中 憲治 委員

粒谷 友示 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松本 県土マネジメント部長

濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長

青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第79号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第80号 砂防事業にかかる請負契約の締結について

報第30号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

報第31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定

(建設委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○荻田委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

本日の欠席はありません。

また、9月1日付の人事異動により、理事者に異動がありました。岡野地域デザイン推進局長から紹介をお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 9月1日付で当局へ異動してまいりました職員の紹介をさせていただきます。平城宮跡事業推進室長の中岡です。

○中岡平城宮跡事業推進室長 よろしくをお願いします。

○岡野地域デザイン推進局長 どうぞよろしくお願いします。

○荻田委員長 今定例会におきまして、密集・密接を避けるために、各委員会の傍聴人を5人に制限しております。本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し入れがございました。入室していただいております。なお、この後傍聴の申し出があれば、先の方を含め、5人を限度に入室していただきますことをご了承いただきたいと存じます。

それでは案件に入ります。

まず付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせによりまして、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。なお、議案の説明につきましては、9月3日に議案説明会が行われたため、省略します。

それでは付託議案について質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承ください。

○川口(正)委員 議第79号、議第80号、報第30号は、建設委員会に付託された議案ですが、建設委員会に付託されていない議第77号「(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変更について」、議第78号「NAFICを核とした賑わいづくり事業にかかる請負契約の締結について」は、県土マネジメント部あるいは地域デザイン推進局とは全く関わり合いがないのか。関わり合いのある業務であるならば、

建設委員会で少々審議があつてしかるべきではないか。今後の委員会の運営にも関わってくるので、方向付けを検討してもらいたい。建設委員会に審議してもらいたくないという形になっているけれども、その辺りの実情を聞かせてもらいたい。

○荻田委員長 建設委員会に付託を受けている議案は、議第79号、議第80号、報第30号、報第31号です。まずこれらを審議させていただきます。川口（正）委員のお話は、県土マネジメント部あるいは地域デザイン推進局、共に関連ありますので、その他の質問時にしっかりお話をさせていただくことがいいのではないかと思います。理事者の皆様も、それでよろしいですか。

○川口（正）委員 それならば少し尋ねたい。議第79号「道路整備事業にかかる請負契約の締結について」に関しては、前回の委員会で、総合評価落札方式の問題を質問した。様々な地域や地方で、業者間のみならず、地域の人たちから、あの業者が出入りするのであればうちはごめんだ、いろいろな迷惑を受けてきたといった様々な苦情が出ているので、そういった問題も整理した上で、議案の提出や説明をしてもらいたいと申し上げている。そういう意味で、議第79号、議第80号では、一切トラブルが起こりませんという確認ができていのかどうかだけ尋ねておきたい。別に反対する気はありません。この事業では一切トラブルを起こしませんという自信を持って、議案の了承を求められているのか確認しておきたい。

○荻田委員長 議第79号「道路整備事業にかかる請負契約の締結について」、議第80号「砂防事業にかかる請負契約の締結について」、川口（正）委員の質問に対して答えていただけますか。

○岡部道路政策官（道路建設課長） 議第79号につきましては、五條新宮道路の阪本工区のトンネルの工事発注を行うものです。令和4年10月31日までの工期を設定して、奥村・岩田地崎特定建設工事共同企業体と契約したいとするものです。トンネル工事ということで、周辺環境にも十分気を付けながら、工事を進めてまいります。

○川口（正）委員 心配がないのかということをお尋ねしている。

○荻田委員長 この入札で落札した業者については、いろいろな関係で、何ら問題がないということでもよろしいですか。今の川口（正）委員のお話はそういうことです。

○川口（正）委員 トラブルが起こりませんという確認がとれたら良い。

○岡部道路政策官（道路建設課長） トラブルはないと思いますし、トラブルがないよう進めてまいります。

○川口（正）委員 努めてまいりたいではないのか。

○荻田委員長 現在、トラブルはありませんか。

○岡部道路政策官（道路建設課長） 現時点でトラブルは聞いていません。

○荻田委員長 トラブルがありませんということです。

○川口（正）委員 しっかり聞いていてください。

（発言する者あり）

○荻田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○荻田委員長 ありませんか。ほかになければ、これをもちまして付託を受けました議案についての質疑を終わります。

続いて付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○国中委員 自由民主党は賛成です。

○粒谷委員 自民党奈良も賛成です。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成します。

○小林（誠）委員 日本維新の会も賛成させていただきます。

○山中委員 公明党も、全議案について賛成させていただきます。

○荻田委員長 ありがとうございます。意見を聞きまして結果、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荻田委員長 それではお諮りします。議第79号、議第80号、報第30号中、当委員会所管分については原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荻田委員長 異議がないものと認めます。よって本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に報告案件についてであります。報第31号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考にご配布していますので、ご了承願います。

次にその他の事項に入ります。地域デザイン推進局長から、平城宮跡歴史公園朱雀大

路東側地区（歴史体験学習館）整備計画（案）について、ほか2件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。なお、着席にて説明、報告願います。

○岡野地域デザイン推進局長 私からは平城宮跡歴史公園の整備計画案の概要等について説明させていただきます。

この整備計画は、平成30年より設置している平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会におきまして、様々な専門家に参加いただき、同地区の整備方針や施設の機能等について検討して、このたび取りまとめたものです。今議会で説明申し上げた後、10月にパブリックコメントを実施したいと考えています。

本計画の整備に関しましては、奈良時代を今に感じる歴史文化体験と交流の舞台ということをコンセプトとしています。基本方針として、平城京の成り立ちや、奈良時代の歴史文化の体験環境を構築すること、歴史文化の学習を通じた奈良全体への誘いの仕掛けを構築すること、体験を通じて誰もが集える交流の舞台を構築することを掲げています。

歴史体験学習館の機能については、3つの柱を考えています。柱の1つ目は、平城京へとつながる歴史。2つ目が正倉院の宝物。3つ目が奈良時代の文化・暮らしです。このような柱に基づく体験ができる施設の整備を考えています。

資料の下段左側に、施設の配置を示していますが、各テーマに沿った体験学習ができるよう、3つの建物を構成したいと考えています。建物の考え方につきましては、地区全体の景観形成の基本方針を踏まえることとして、平城京へとつながる歴史、奈良時代の文化と暮らし、またこの2つを体験できる建物については、北側に隣接する平城京いざない館と意匠を統一しようと考えています。また、大宮通り沿いに正倉院の宝物を学習できる建物を計画していますが、こちらは校倉式意匠化建物とし、正倉院の正倉をもととした意匠化を考えています。なお、具体的な外観、構造、素材等につきましては、基本設計段階において、遺産影響評価結果や検討委員会のご意見を反映したいと考えています。

具体の整備スケジュールとして、来年度に基本設計、詳細設計と進め、現在の予定では令和5年度に整備に着手したいと考えています。

続きまして、平城宮跡歴史公園 県営公園区域 基本計画（案）の概要についてですが、これは平城宮跡の南側地区の基本計画です。この基本計画につきましては、平成20年に策定した、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡地区基本計画の策定に携わっていた

だいた方々に検討いただきました。そしてこのたび取りまとめたものですが、既に出来上がっている計画に当地区を加えて、県営公園区域の基本計画としたいと考えています。歴史体験学習館の整備計画と同様に、今議会で説明申し上げた後、10月にパブリックコメントを行う予定です。

整備に係る基本理念については、古都奈良の歴史文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、奈良時代を今に感じる空間を創出することとしています。また、基本方針の1つ目として、特別史跡・世界遺産である歴史文化遺産として適切な保存・活用を図ること。2つ目として、古代国家の歴史文化を体験・体感できること。3つ目として、古都奈良の歴史文化を知る拠点づくりを行うこと。4つ目として、利活用性の高い空間形成を行うことを掲げています。

利用整備計画としましては、図で緑色と黄色に分けていますが、緑色が朱雀大路保全エリア、黄色が多目的エリアです。朱雀大路保全エリアにつきましては、朱雀大路の遺構部分を将来世代に引き継ぐよう保全し、往時の平城京の広がりを感じられるエリアとしたいと考えています。また多目的エリアにつきましては、景観を楽しめるような休憩施設を整備して、広い平城宮跡歴史公園の中で比較的少ない憩いやくつろぎの空間を創出したいと考えています。また来訪者のアメニティが向上するよう、駐車場や便益施設も併せて整備する考えです。

今後のスケジュールとして、今年度に基本計画を策定した後、都市計画決定整備計画の策定を経て、現在の予定では令和5年度以降に整備に着手したいと考えています。

最後に、県営住宅の家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況の報告です。地方自治法第180条1項の規定により専決処分をしまして、議会に報告していますが、令和元年度から先の6月議会までに報告した訴訟の状況について、現在の状況を報告します。

訴訟申し立てを行った件数は、全部で12件です。そのうち係争中が3件、和解等が1件で、これらを除いた8件で判決が出ています。いずれも本県の主張が認められています。

私からの説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○荻田委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○山中委員 私からは、今回予算に上がっている事業について、本来は予算審査特別委

員会で審議していただくことになろうかと思いますが、その概要等について少しお聞きします。

県有施設の耐震化を進めるということで、北和団地を含めて7箇所の耐震性の低い県営住宅の集会所を仮設施設に一旦移転させた後に様々な計画を進めていただき、耐震化を図っていただくとのことですが、この事業の今後の進め方やタイムスケジュールを教えてください。

○石井住まいまちづくり課長 耐震診断の結果、一部の県営住宅の集会所で耐震性能が不足していることが判明しています。なお、これらの県営住宅の住戸につきましては、耐震性能に問題ない旨を併せて申し添えます。

これらの耐震性能が不足する集会所につきましては、今後補強工事等の耐震化を進めてまいります。山中委員からもお話がありましたとおり、耐震化が完了するまでの間、危険性の高い集会所につきましては、団地内の空き住戸を修繕し、必要な備品等に移転しまして、当面日常的な集会等に利用できるよう、安全対策を実施します。

また、移転や、今後の耐震改修の対応につきましては、順次団地の自治会への説明を進め、理解をいただきつつあります。仮の集会所は本来の集会所に比べてやや手狭であるなど、ご不便をおかけすることもありますので、速やかに集会所本体の改修を行えるよう取組を進めてまいります。

○山中委員 タイムスケジュール等について、地元で逐次説明をしていただきながら、空き住戸を仮集会所として使っていただくということですが、コロナ禍ということもあり、今までのように集会所に住民が一堂に会して利用することはないかと思います。しかし、今後ワクチンや治療薬の開発が進んで、新型コロナウイルス感染症の収束が見えてまいりますと、以前と同じように社会活動もまた活発になってこようかと思います。そうなると、住民が一堂に会して利用する集会所もあると思いますが、手狭な場所もありますので、できるだけ早く耐震化を進めていただきたい。

併せて、県営住宅の入居者の状況を見ますと、北和団地、売間団地、姫寺団地もですが、入居者の高齢化が目立っています。そうなると、集会所のバリアフリー化についての住民からの要望があると思います。実際、私のところにもそういった声が届いてまして、段差解消や手すりを付けてほしい等、高齢者に優しい集会所が求められています。今後、耐震化に合わせて、バリアフリー化を進めていただくことが合理的な施設改善につながるのではないかと思います。その点のご所見があればお聞かせいただきたい。

○石井住まいまちづくり課長 ご指摘いただきましたように、県営住宅の入居者につきましては、60歳以上の入居者の割合が50%弱という状況になっていまして、高齢化が進んでいます。これに伴い、集会所の段差解消あるいはトイレ等の水回りのバリアフリー化といった要望も数多くあります。今後、自治会からバリアフリー改修等の具体的なニーズを伺って、耐震改修と併せて住民からの要望への対応が何とかできないか研究してまいります。

○山中委員 ぜひとも、しっかり地元の声を聞いて対応を進めていただきたいので、よろしくをお願いします。

次に、流域治水についてお伺いします。

政府では、本年7月に治水の考え方を大きく転換しまして、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を行う、いわゆる流域治水の方向性が示されました。一方、奈良県は昭和57年8月の災害を機に、翌年に大和川流域総合治水対策協議会を組織して、流す対策、いわゆる治水対策と、ためる対策、流域対策を柱として、大和川流域総合治水対策に取り組んでこられたと存じています。そこで、国が示した流域治水とはどのような治水対策か、またこれまで本県が取り組んできました大和川流域総合治水対策とどのような点が違うのかについてお聞かせいただきたい。

○池田河川政策官（河川整備課長） 平成27年9月の関東・東北豪雨により被災しました茨城県の鬼怒川流域では、河川管理者の国や茨城県だけではなく、沿川の7つの市や町が連携して復旧・復興が行われています。その後、全国で発生した大規模な水害においても同様の手法が取り入れられ、このような成果を踏まえ、今年度全国の一級河川で流域治水への取組が始まったところです。

流域治水は防災・減災が主流となる社会を目指すため、先ほど山中委員からもお話がありました。ハード対策だけではなくソフト対策も取り入れ、また河川管理者だけではなく、沿川の自治体や、さらに企業の方、住民の方々など、あらゆる関係者が一体となって取り組んでいく治水です。

今までの取組との違いですけれども、従来の治水対策は、河川管理者が堤防整備などのハード対策を中心に行うものでした。流域治水では、先ほど申しましたが、流域のあらゆる関係者が協働して、まずハード対策として氾濫をできるだけ防ぐこと、また、都市計画などにより、住む場所を安全な場所に誘導することなどによって、被害を受ける者をできるだけ少なくします。そして例え災害が起こったとしても、事前の避難誘導な

どを行い、災害をできるだけ軽減し、また早期に復旧・復興を図るようにするという考えのもとで、流域の皆様が全体となって、ハード対策・ソフト対策により、多面的な治水対策に取り組むよう転換を図るものです。

○山中委員 流域治水とはどういうことか、それから県が進めてまいりました大和川流域総合治水対策との違いを説明いただきました。1つは防災・減災について、今までの管理者だけではなくて、自治体、それから住民や企業も含めて、一体的に治水をしようという防災・減災に主眼を置いたまちづくりと言っているのかと思います。そういった中で、ハード・ソフトそれぞれの面で対策を進めていただけると理解します。

特に、氾濫をできるだけ防ぐ、被害対象を減少させるための対策、さらには被害の軽減、早期復旧・復興など、ハード・ソフトが一体的に進む対策だと理解してはいたけれども、これまでも大和川流域総合治水対策で県と市町村とは随分と連携を取りながら進めていただいた経緯があるかと思います。また協議会の中でも、首長自らが対策の状況も含めて様々な情報発信をしていただいています。治水に対しての大きな転換期を迎える中で、市町村にさらに実効性のある形で、今まで以上のものをお伝えいただいて、一体となって進めていただかなければならないと思います。そこで、この流域治水への転換を図っていく上で、今後どのように市町村と連携をしながら、またどのようなことを検討して取り組んでいけるのかをお聞かせください。

○池田河川政策官（河川整備課長） 流域治水では、流域のあらゆる関係者の方がそれぞれの立場でできることに取り組むことが重要と考えています。例えば大和川水系では、先ほども山中委員からお話がありましたが、市町村と連携して、総合治水対策として、ため池の治水利用や雨水貯留浸透施設の整備等を行ってまいりました。さらに平成30年度からは、奈良県平成緊急内水対策事業も始めまして、地域において様々なための対策に取り組んでいるところです。また人命を守るという観点では、住民のいち早い避難を促すため、ハザードマップ等のリスク情報の提供や、病院、社会福祉施設などの要配慮者利用施設における避難確保計画の作成などのソフト対策を市町村と連携して進めています。このような取組を通じて、より住民に近い存在である市町村に積極的に流域治水に取り組んでいただけるように、今後とも働きかけてまいります。

○山中委員 新たな方向が示されて、今後市町村とこれまで以上に連携を図りながら取り組んでいただくということを理解させていただきました。しかし、市町村は財政的にも、マンパワーの上でも、県と比べると、思いはあっても事業をどう進めていっていい

のか、また具体的に進められるのかといった課題があるかと思えます。この辺りは県もしっかりと寄り添うような思いで市町村と一緒に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小林（誠）委員 私からは数点聞かせていただきます。水道局におかれましては、先日、水道サミットや、県域水道一体化の推進に向けて、親切丁寧に説明いただきましてありがとうございました。データや資料を見ても、奈良市にとって県域水道一体化に参加するメリットがあるのか分かりません。奈良市が入らないとスケールメリットがないのですが、奈良市が入らないことを前提としたデータもあるのか確認させていただきます。

○西岡水道局業務課長 県域水道一体化検討会で検討を進めていますが、事務方の意見では、奈良市は県域水道一体化に参加していただけるものと認識しています。奈良市を除いたシミュレーションの検討は行っていませんので、そのような資料は作成していません。

○小林（誠）委員 分かりました。いただいた資料は分かりやすく良いのですが、もう少し詳細な資料や、根拠となる詳細なデータをまた提出していただきたい。それをもとに市町村とも議論させていただきたいので、簡単な分かりやすい資料ではなく、もう少し中長期的な数値に基づいた資料を、提出していただきたい。

○西岡水道局業務課長 水道サミット資料の根拠となる詳細資料がありますので、追って提出させていただきます。

○小林（誠）委員 次に河川整備課にお聞きしたいのですけれども、今週、近畿地方整備局が、私の選挙区の生駒郡に行ったことを知っているのか聞かせていただきたい。

○池田河川政策官（河川整備課長） 安堵町役場へ直轄遊水地の説明、下調整に行ったと聞いています。

○小林（誠）委員 一般質問に向けて、河川整備課といろいろな協議をさせていただいた中で、そういったことも教えてくださいと伝えていました。一般質問の前にその情報が私にも入っていましたが、知らないでいて一般質問をさせていただきました。私は、地元が困っているのであれば、その声を県に届けたいと思っていますし、地元のために意見調整をさせていただきたいので、担当課におかれましては、親切丁寧な対応はいいのですけれども、真摯に向き合ってくださいますようによろしくお願いします。

これは一般質問のときに時間がなかったので聞きそびれたのですが、その他河川につ

いて、洪水浸水想定区域図の策定が、奈良県では1%しかできていない状況を踏まえますと、もう少し早めに取り組みられた方が良い。この点についてももう少し踏み込んだ答弁をいただきましたが、県の姿勢について、3カ月後、6カ月後の議会である程度答えていただけるのか。県における洪水浸水想定区域図の策定をどのように考えていくのかについて、いつ頃教えていただけるのか。

○池田河川政策官（河川整備課長） 国から示された「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を受けて、今年度に予算要求や補助申請をしながら、まずお金の手当から行いたいと考えています。

○小林（誠）委員 洪水浸水想定区域図の策定率について、奈良県は1%ですが、100%完了した県もありますし、30%、50%といった高い達成率の県が関西にあります。一刻も早く奈良県民の命を守るためにも、水害リスクを未然に防ぐための資料提供を要望します。

最後に、県営住宅にかかる訴訟について本日報告いただきましたが、先日、現在係争中の件なのか分かりませんが、地裁で県が勝訴したため、相手方が高裁に控訴しようとなりましたが、手数料を払うことができず地裁判決が確定したというニュースを見ました。裁判後、県としては福祉の観点で対応するとのことでしたが、どのような対応をされたのか教えていただきたい。

○石井住まいまちづくり課長 県営住宅の家賃の滞納等に関する個別の案件について説明させていただきます。

小林（誠）委員お述べの件につきましては、県営住宅の入居承継の話で、要件に合致せず居住出来なくなったため、訴訟の上退去となったものです。明け渡し後の住戸の対応については、本人の希望に沿いつつ、地方公共団体の福祉部局とも情報交換をしながら、対応を進めています。

○小林（誠）委員 一般的にはそのように対応していただけたとは思いますが、具体的にこの方に対しては、地元の市町村との連携がうまくいって、福祉の観点からもしっかりと引き継ぎができていくという認識で良いのでしょうか。もちろん、県営住宅の家賃滞納については、裁判で県の言い分を主張されるとは思いますが。裁判後、県でしっかりと対応するとコメントされていましたが、福祉部局につないで、県の役割を果たした上で、この案件は終わったと考えても良いのでしょうか。

○石井住まいまちづくり課長 個別の案件なので詳細については差し控えさせていただきます。

ければと思いますが、そのような形で福祉と連携し対応していると認識しています。

○川口（正）委員 これまで何度も同じことばかり繰り返していますので、今日は箇条書きのように問題提起します。

無届け・不法開発行為に対しては、ペナルティを科し、行政指導だけではなく、司法の手を借りた形で物事を措置していかなければならないと言いつけてきた。このことについて、県土マネジメント部で色々な協議がされていると思いますが、私が申し上げている意図が一向に受け取ってもらえていない。私は極めて残念だと思っている。

今、無届けや違反行為で指導している件数はどこにどれだけ存在して、いつ頃からの課題か、いつまでに解決できるのかということを含めて、資料で提出してほしい。

こういった事案はおおよそ40件近くあると聞いていました。その後、解決されたものもあると思いますが、対応に関する展望を持たなければならない。課題の先送りでは、後から担当した者が同じことで苦しんだり、悩まなければならない。悪循環が継続することはいかなるものかと思う。引き継ぎもあったかと思いますが、松本県土マネジメント部長には重い荷物を着せることとなります。これはぜひやり遂げてもらいたい。後々の県政の合理化のためにも、あるいはお互いが気分良く仕事をするためにも、これは解決すべきだと思います。資料で示してもらいたい。

それから、土木・建築の技術職員が非常に不足している問題があります。県は職員採用I種試験（追加募集）において、総合土木で1名、建築で6名を募集しているがこれで良いのか。職員を確保できる時に、確保しておいたほうが良いと思うので、定員を増やすわけにはいかないのか。法令上の問題もあるのだろうと思いますけれども、一つ検討いただきたい。人員不足は仕事に差し障りますから、人手を求められるときに求めたら良いのではないかと思う。

また、これはこの場での議論になるのか分かりませんが、無届け・不法開発の関わり合い、あるいは公有地の民間業者の占用問題により、御所市でトラブルが起こっています。非常に古くからの課題で、担当当局にも迷惑をかけています。当時の市長は、何でも自分の責任だと言いつけて、それにかこつけて、市の担当の幹部職員が責任を取らない。問題の責任は自分にあるからという形で、最高責任者の市長が部局長に仕事をさせていないのかは分かりませんが、これが尾を引いて、御所市ではいまだに問題が残っています。このことについて、県政としていろいろな意味で市へ援助しているため、その援助に関わって、問題対処をしていただきたい。

総合評価落札方式の問題については、前回の委員会でも申し上げました。先般、土木事務所長会議でも討議されたと聞いていますが、前進があったのか。今後どういう方向を向くのか。国土交通省から松本県土マネジメント部長に来ていただきました。国土交通省と奈良県は方向が違います。郷に入れば郷に従うということが常識だろうとは思いますが、私はこのことについて、国土交通省の方針に合わせたほうが利点が多いのではないかと思う。双方の良いところを取れば良い。県の展開は一方的過ぎる、過剰過ぎるということをあえて申し上げておきたい。県の方向についても、次の議会で報告をお願いしたい。

水道局から説明いただきましたが、4、5年後に県域水道が一体化されることはありがたいことです。今のところ2段階で統一を進めていくものと思いますけれども、市町村によっては水道料金に非常に差があるということで、料金の安い市町村は県域水道一体化への積極的な参加が見られない。人口規模が小さく料金が高い市町村は明日からでも統合したいと考えている。県から支援いただきたい思いがあるので、小さい市町村ほど、強いて言えば町村のほうが苦しんでいますから、一層過疎化を進めないような意味においても、県がお金を出さずに統一しようと思うのは無理です。段階的な統合、3段階でも4段階でもいいから、シミュレーションを立てて、困っている市町村を早く助けてもらいたい。

以上ですけれども、冒頭に申し上げましたように、他の部局で建物なり様々なものが造られます。デザインの問題もあればコストの問題もあります。建設委員会で何も協議せず、これは教育、これは文化、これは医療の関係だということで別々で審議しても良いのか。

露骨な言い方になりますが、建物に関わってのデザインについて、特に有名な建築家は、あれは私が造った、これは私がデザインしたと自慢の種にします。建築家が資金を出して建てた場合は、それで良いと思いますけれど、公費で建てたもので建築家が名を売るものもあるわけです。デザイン等の関係、資材もあり、ものによってはコストが違う。そういった問題も含めて、建設委員会で協議をする要素があるのではないか。そういう意味では合同審査会、あるいは報告という意味合いの情報提供も必要であろうと思います。これは委員会の運営上の問題だと思いますけれども、一つ問題提起します。

以上、私は箇条書き的に申し上げましたが、議論というよりも、いい結果を報告いただきたいと要望します。

○荻田委員長 まず、無届け・不法事案についての違反件数は、川口（正）委員のお話では、ほぼ40件余あるということですが、今までの経緯経過を含めて、資料の提出を当委員会に求めたいと思います。よろしくお願いします。

建築・土木の職員数については、今、高卒採用も行っているようですが、果たして定員が総合土木1名、建築6名で良いのかということ。

また、御所市内の無届け・不法占拠、占用といったところの問題点はどこにあるのかという整理も併せてお願いしたい。

それから最後に、入札あるいはまたこれに伴う契約の手続きですが、国土交通省と、都道府県の中で奈良県と同様の総合評価方式を取っているところがどれくらいあるのか私は分かりませんが、そういった中で同じ業者が何度も取っているのではないかと、あるいはまず一回工事を取って、実績点数が加算されると、次の入札に影響が及ぶこと。そういったことも含めて、今までの総合評価落札方式が良いのか、あるいは国土交通省で行われている方式が良いのかについて一つ精査して、建設委員会での議論の余地を与えていただきたい。また、ヒアリングをした内容についても、今どのような形になっているのかといった経緯や経過も含めて、前を向いて審議ができるようお願いをしたい。

川口（正）委員のおっしゃった話について、松本県土マネジメント部長、それから岡野地域デザイン推進局長より答弁をお願いします。

○松本県土マネジメント部長 川口（正）委員からご指摘いただいた件につきましては、荻田委員長が今おまとめいただいたとおりだと思います。持ち帰らせていただきまして、個別精査して、準備の上報告申し上げます。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局所管のものについても同様に検討しまして、ご相談させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○荻田委員長 できるだけ次の委員会までに資料の提出をよろしくお願いします。

○川口（正）委員 陳情書に出ている安堵町の町営住宅の問題ですが、これはどのように扱えば良いのですか。私は扱いようがないと思いますが、私が申し上げておきたいのは、これは安堵町だけの問題ではなく、市町村営住宅には、入居者が無断で増築等を行っているものがたくさんある。野放し状態となっているため、これは安堵町だけで物事の処理はできない。そういう意味で、市町村の担当者と協議会等を持ちながら、対応策を考えになったほうが良いのではないかと。

○荻田委員長 陳情書について、奈良県議会としては、受理をすることに留め置いてい

ます。ともあれ当委員会に陳情書が届いていますし、このことについて県の所管課としてどのように思われているのか。また県としてどのように考えているのかについて、前を向いて、皆で議論をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

ないようでございますので、ほかになればこれもちまして質問を終わります。

次に委員長報告につきましてであります。正副委員長にご一任願えますか。

それではそのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を閉じることにします。ありがとうございました。